平成２４年（フ）第６０号
鹿児島県薩摩川内市百次町1933番地８、前住所鹿児島県薩摩川内市隈之城町349番地70
債務者　南　　克洋
1　決定年月日時　平成24年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２４年（フ）第６２号
鹿児島県出水郡長島町平尾4650番地６、前住所鹿児島県阿久根市西目7050番地
債務者　濵﨑　貴史
1　決定年月日時　平成24年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２４年（フ）第６３号
鹿児島県薩摩川内市高城町397番地１、前住所愛知県刈谷市小垣江町寺裏63番地　コーポニュー寺裏203号
債務者　小島　　健
1　決定年月日時　平成24年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２４年（フ）第６４号
鹿児島県出水市高尾野町上水流490番地１　イハラハイツ２号、前住所鹿児島県出水市高尾野町下水流2572番地３
債務者　杉内　章秀
1　決定年月日時　平成24年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２４年（フ）第６５号
鹿児島県出水市高尾野町上水流490番地１　イハラハイツ２号、前住所鹿児島県出水市高尾野町下水流2572番地３
債務者　杉内三千代
1　決定年月日時　平成24年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２４年（フ）第３２号
石川県輪島市鳳至町畠田３番地の７
債務者　橋田ヨシ子
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
金沢地方裁判所輪島支部

平成２４年（フ）第１９３号
山梨県笛吹市石和町山崎97番地１　オ一恒信ハイツＤ―１
債務者　小林サチ子（旧姓笹井・本田）
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１９８号
山梨県甲府市堀之内町701番地　内藤ハイツ102
債務者　霜山　久夫
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２０８号
山梨県甲州市勝沼町勝沼992番地１、住民票上の住所山梨県甲州市塩山下於曽1646番地２　メゾンダイマル204号
債務者　尾作奈見子
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２０９号
山梨県甲府市西油川町18番地11
債務者　竹原　勝政
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２２１号
山梨県甲斐市篠原2074番地１　マンション佐々木103号
債務者　中嶋　　正
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第６２４号
京都府城陽市富野南清水13番地の13　ブランメゾン102号
債務者　出口絵里奈
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第６３０号
京都市西京区嵐山薬師下町３番地３　嵐山ファミリオ201
債務者　夜久　千浩（旧姓田村）
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第７２号
広島県呉市広杭本町10番14号
債務者　礒道　信紀
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２４年（フ）第８４号
広島県呉市広古新開１丁目７番56―303号
債務者　大杉　広美（旧姓松岡・辻）
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２４年（フ）第２１２号
大分県別府市北浜１丁目３番10号　エステート松美316号
債務者　三木　　茂
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係